

○建設工事等の入札参加資格における合併等を行った企業の取扱いについて

〔平成20年12月1日 建情第926号
各支庁長あて農政部長、水産林務部長、建設部長〕

〔沿革〕 平成22年3月31日建情第1153号、26年12月3日建管第1739号、令和元年6月24日第517号、3年3月31日第1809号改正

このことについて、次のとおり取扱いを定め、平成21年1月1日から適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、「道における企業合併等の支援策について」（平成14年3月26日付け建情第1945号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）は廃止します。

記

1 定義

(1) 新設合併

合併により当事会社の全部が消滅し、同時に新設会社が設立される合併をいう。

(2) 吸収合併

合併により当事会社のうち一社が存続し、他の会社が消滅し、存続会社に吸収される合併をいう。

(3) 合併新設会社

合併により新たに設立された会社をいう。

(4) 合併存続会社

合併により存続する会社をいう。

(5) 合併消滅会社

合併により消滅した会社をいう。

(6) 事業の全部譲渡

建設業を営む会社が、その事業の全部を既存の建設業者に譲り渡し、その事業活動を廃止する場合をいう。

(7) 事業の一部譲渡

建設業を営む会社が、その事業の一部を既存の建設業者に譲り渡し、譲渡した以外の建設業の事業活動を継続する場合をいう。

(8) 譲受会社

建設業の全部譲渡又は一部譲渡により、建設業の事業を譲り受けた会社をいう。

(9) 譲渡会社

建設業の全部譲渡又は一部譲渡により、建設業の事業を譲り渡した会社をいう。

(10) 合併等の事実発生日

ア 合併

合併契約において合併期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は合併登記の日をいう。

イ 事業譲渡

事業譲渡に係る契約書における事業譲渡の日をいう。

(11) 建設工事の資格

競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」。以下「資格要領」という。）第3第1項第3号の表に掲げる資格の種類のうち、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格をいう。

(12) 設計等の資格

資格要領第3第1項第3号の表に掲げる資格の種類のうち、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃及び造林の資格をいう。

(13) 格付を行う資格

建設工事の資格のうち、資格要領第3第2項の規定に基づき、資格審査に併せて格付を決定するものとされている資格をいう。

(14) 審査担当部長

資格要領第3第1項第3号の表に掲げる審査担当部長等のうち、農政部長、水産林務部長及び建設部長をいう。

(15) 合併等事務処理期間

合併新設会社、合併存続会社又は譲受会社からの合併等の届出を受理した日から再審査申請の審査をし、資格を有するものとしてその審査結果の通知を行なった日までの間をいう。

2 届出

(1) 審査担当部長は、建設工事の資格を有する者の事業が新設合併、吸収合併、事業の全部譲渡又は事業の一部譲渡（以下「合併等」という。）により移転されたときは、当該資格者の事業を承継した合併新設会社、合併存続会社又は譲受会社から、資格要領第3第5項第1号の規定によるほか、合併に関する届出書（別記第1号様式）又は事業譲渡に関する届出書（別記第2号様式）（以下「合併等の届出書」という。）により、届出を行わせるものとする。

(2) 合併等の届出書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

ア 新設合併及び吸収合併

- (ア) 合併新設会社又は合併存続会社の合併に係る登記事項証明書（登記が未了のときは、当該合併に係る総会議事録の写し）
- (イ) 合併消滅会社の解散登記に係る登記事項証明書（解散登記が未了のときは、当該合併に係る総会議事録の写し）
- (ロ) 合併契約書の写し
- (ハ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年9月1日公正取引委員会規則第1号）第7条第1項に規定する届出受理書（以下「届出受理書」という。）の写し
- (ニ) 3に規定する資格の再審査申請を行わない場合にあつては、資格審査の変更申請に係る申出書（別記第4号様式）

イ 事業の全部譲渡及び事業の一部譲渡

- (ア) 譲渡契約書の写し

- (イ) 届出受理書の写し
 - (ウ) 譲渡に関し登記を必要とする場合の登記事項証明書
 - (エ) 譲渡会社の建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定に基づく建設業の全部廃業届又は一部廃業届
 - (オ) 3に規定する資格の再審査申請を行わない場合にあっては、資格審査の変更申請に係る申出書（別記第4号様式）
- (3) 合併等事務処理期間における資格の取扱い
- ア 合併消滅会社又は譲渡会社が有していた資格については、審査担当部長が(1)に基づく合併等の届出書を受理した日をもって消滅したものとみなすものとする。
 - イ (1)に基づく合併等の届出書を提出した合併存続会社又は譲受会社は、合併前に当該合併存続会社が有していた資格又は譲受前に当該譲受会社が有していた資格について、引き続き有するものとする。
 - ウ イの場合の資格については、合併前に合併存続会社が有していなかった資格を合併消滅会社が有していた場合又は合併存続会社と合併消滅会社双方が有していた資格で合併消滅会社の格付が上位である場合であって、次の各号のいずれにも該当する場合は、合併等事務処理期間に限り当該合併消滅会社が有していた資格についても有するとみなすものとし、事業の全部譲渡においても同様とする。
 - a 合併等の事実発生日において、建設業法第3条第1項の許可（別表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けている場合
 - b 3に規定する資格の再審査申請を行う場合
- (4) 合併等の届出に関する確認結果の通知
- 審査担当部長は、合併等の届出の内容について確認し、格付等の結果を別記第5号様式又は別記第6号様式により合併存続会社又は譲受会社に通知するものとする。
- (5) 審査担当部長は、設計等の資格を有する者の事業が合併等により移転されたときは、当該資格者の事業を承継した合併存続会社又は譲受会社から(1)に規定する合併等の届出書により合併等の届出を行わせるものとし、その取扱いは(3)及び(4)に定める取扱いに準じるものとする。ただし、(3)のウにおける合併等事務処理期間に限るみなしの取扱いについては適用せず、当該届出を受理した日から資格を有するとみなすものとする。
- なお、この取扱いにおいて、次の資格にあっては合併存続会社又は譲受会社が、その事実発生日において、それぞれ当該各号の定めに応ずる場合に限るものとする。
- ア 建築物の設計の資格
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けている場合。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りではない。
 - イ 測定の資格
測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けている場合。
- 3 資格の再審査
- (1) 再審査申請
- 2の(1)の規定に基づく合併等の届出を行った者で、資格要領第3第4項第1号の規定により資格の再審査申請を行う場合は、資格要領第3第4項第2号及び第3号の規定によるほか、次に掲げる書類を添付させるものとする。

ア 合併

合併新設会社又は合併存続会社の競争入札参加資格変更審査申請書（資格要領別記第11号様式その1（以下「資格変更審査申請書」という。））に添付する総合評定値通知書は、合併の事実発生日を審査基準日とする経営事項審査（合併時経審）によるものとする。

イ 事業譲渡

譲受会社の資格変更審査申請書に添付する総合評定値通知書は、事業譲渡の事実発生日を審査基準日とする経営事項審査（事業譲渡時経審）によるものとする。

(2) 格付を行う資格に係る再審査申請を行う場合にあって、4に規定する支援策を希望する場合は、評定数値の調整に係る申出書（別記第3号様式）を併せて添付させるものとする。

(3) 再審査申請の審査結果の通知

審査担当部長は、再審査申請の審査結果を申請者に対して、競争入札参加資格変更審査結果通知書（資格要領別記第12号様式）により通知するものとする。

4 合併の支援策

(1) 評定数値の調整

ア 評定数値の調整

審査担当部長は、合併存続会社の格付を行う資格に係る再審査において、申請者が次の各号のいずれにも該当するときは、評定数値の調整を行うことができる。

(7) 合併の事実発生日において、当該合併存続会社と合併消滅会社双方が連続して2年以上、道の建設工事の資格を有する者。

(4) 3の(2)の規定による評定数値の調整に係る申出書の提出があった者。

(9) 合併前の合併存続会社と合併消滅会社の格付等級が同一又は直近の等級である者。

イ 評定数値の調整期間及び範囲

合併の事実発生日が属する資格の有効期間内及び次期の資格の有効期間内に限り、評定数値の5%の範囲内において、合併前の合併存続会社と合併消滅会社双方が有していた同一の資格に係る格付等級（合併存続会社と合併消滅会社が同一の資格で異なる等級に格付されていた場合は上位に格付されていた者の等級）について、直近上位等級に格付されるよう調整できるものとする。

ウ 評定数値の調整期間の特例

合併の事実発生日が、合併の事実発生日が属する資格の有効期間内で、かつ、次期の定期の資格審査の審査基準日以降である場合は、合併の事実発生日が属する資格に係る評定数値の調整は行わず、次期の定期の資格審査及び次々期の資格審査において、調整を行うことができるものとし、申請者が評定数値の調整期間の特例を希望する場合は、その旨を、評定数値の調整に係る申出書に記載させるものとする。

(2) (1)のアの規定により評定数値の調整を受けた者が、合併の事実発生日が属する資格の次期の資格の審査申請を行う場合は、資格要領第3第1項第1号及び第2号の規定によるほか、当該合併に係る合併に関する届出書（別記第1号様式）及び評定数値の調整に係る申出書（別記第3号様式）を添付させるものとする。

5 事業譲渡の取扱い

事業の全部譲渡の場合で、事業譲渡の事実発生日において、譲渡会社が全部廃業した建設業の許可業種を、譲受会社がすべて有している場合については、合併と同等とみなし、4の(1)及び(2)の規定を準用する。

なお、4の(1)及び(2)の規定中、「合併存続会社」を「譲受会社」に、「合併の事実発生日」を「譲渡の事実発生日」に、「合併消滅会社」を「譲渡会社」に、「合併前」を「譲渡前」に、「当該合併に係る合併に関する届出書（別記第1号様式）」を「当該事業譲渡に係る事業譲渡に関する届出書（別記第2号様式）」にそれぞれ読み替えるものとする。

6 倒産した会社等との合併等に係る支援策の取扱い

次の各号に該当する会社である場合は、支援策の対象としないことはもとより、企業実績（過去の工事実績又は業務実績など）も継承しない。

- (1) 存続会社又は譲受会社が、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の申立てがなされた会社である場合。
- (2) 合併存続会社と合併消滅会社又は譲受会社と譲渡会社のいずれかが、破産法（平成16年法律第75号）による破産申立てがなされた会社である場合。
- (3) 合併存続会社と合併消滅会社又は譲受会社と譲渡会社のいずれかが、精算手続中の会社（事業活動を目的とせず、精算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。
- (4) 合併存続会社と合併消滅会社又は譲受会社と譲渡会社のいずれかが、休眠会社（建設業法第29条第3号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を1年以上休止している会社をいい、設計等の資格者についてもこれに準ずる。）である場合。

7 その他

この取扱いに関し必要な事項は、審査担当部長が別に定めるものとする。